

在外公館で証明を申請する際に必要な戸籍謄（抄）本の取扱いについて

令和 7 年 2 月 2 1 日

- 1 現在、在外公館で身分事項に関する証明等を申請する際には戸籍謄（抄）本の提出を求めています。令和 7 年 3 月 2 4 日から、市区町村窓口やマイナポータル上で取得した「戸籍電子証明書提供用識別符号」（16ケタの数字）の利用が可能となることに伴い、証明申請においても戸籍謄（抄）本に代わり、この符号を提出頂くことが可能となります（従来どおり、紙での提出も可能です）。
- 2 具体的には、（1）在外公館の窓口で証明申請する場合は、この符号が記載された紙（手書きでも可）を提出、（2）「在留届オンライン（ORR ネット）」を利用した証明オンライン申請をする場合は、申請時に符号を入力します。
（注）符号の有効期限は発行日から 3 か月です。
（参考）証明オンライン申請とは
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html
- 3 「戸籍電子証明書提供用識別符号」の取得方法につきましては、各市区町村の戸籍担当窓口にご照会ください。